

組 合 概 要

令和元年度

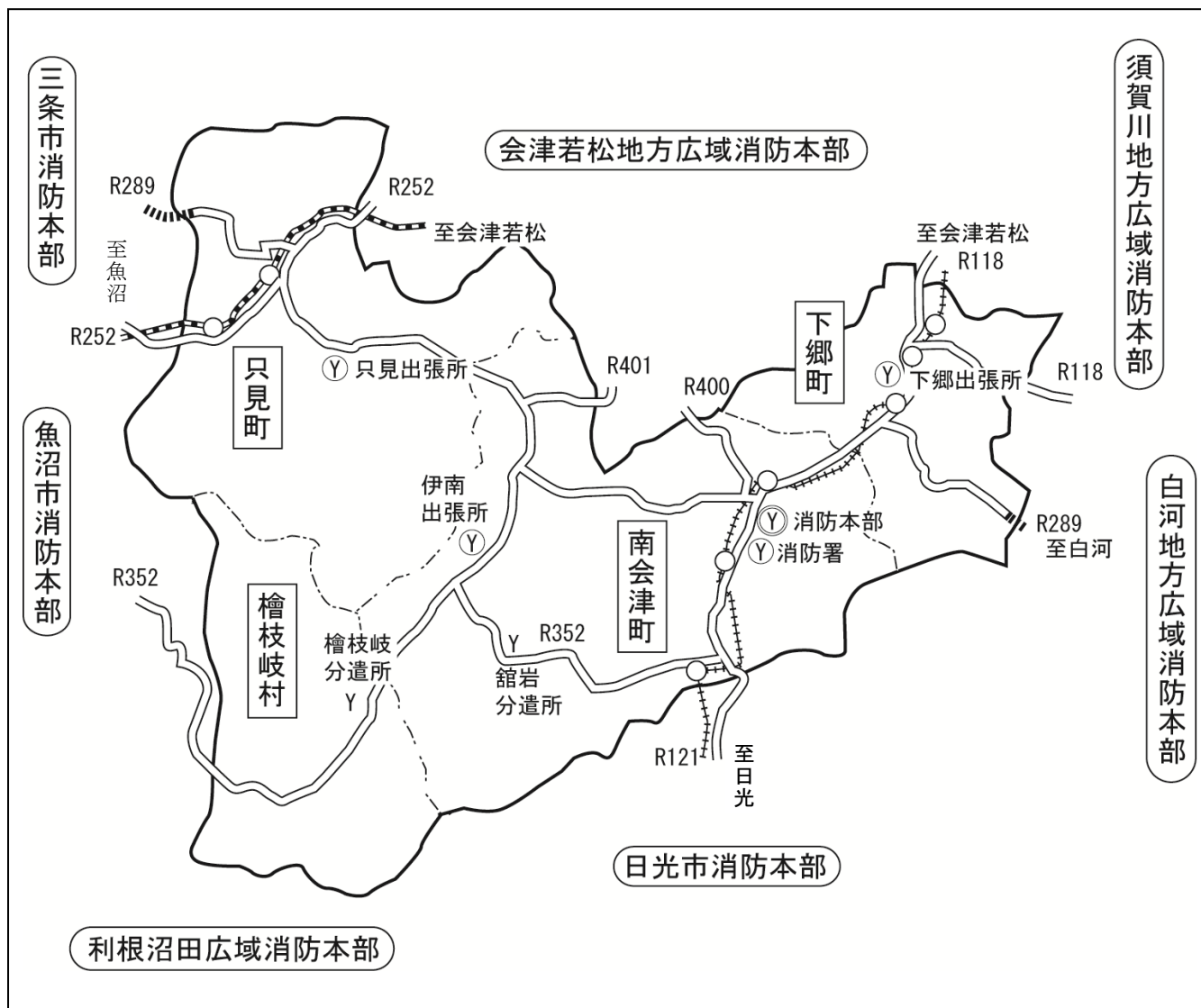
南会津地方広域市町村圏組合

目 次

ページ

1. 南会津地方広域市町村圏組合管内図	1
2. 圏域の概況	2
3. 組合の概要	3
南会津地方広域行政センター	3
組合構成町村及び共同処理事務加入状況	4
組合設立経過	5
組合の組織図	9
南会津地方広域市町村圏組合格約	10
4. 共同処理事務	13
南会津地方ふるさと市町村圏広域活動事業	13
救急医療体制の整備	14
老人ホーム入所判定委員会	15
介護認定審査会	16
特別養護老人ホーム	18
広域消防	19
語学指導等を行う外国青年招致事業	22
視聴覚ライブラリー	23
5. 資 料	25
職員の状況	25
令和元年度一般会計予算	26
令和元年度特別会計予算（ふるさと市町村圏事業特別会計）	26
負担金割合一覧	27

1. 南会津地方広域市町村圏組合 管内図



町村別面積及び人口等の状況（令和元年8月1日現在）

町村名	南会津町	下郷町	只見町	檜枝岐村	合計
面積	886.47	317.04	747.56	390.46	2,341.53
人口	14,780	5,272	4,197	561	24,810
世帯数	5,999	1,967	1,781	251	9,998

（単位：km²・人・世帯）

２． 圏 域 の 概 況

本圏域は、福島県の西南部に位置し、圏域中心部から首都東京まで約200km、県都福島市まで約140kmの地点にあり、南会津町（旧田島町、旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村が平成18年3月20日に合併）、下郷町、只見町、檜枝岐村の3町1村で構成されています。

面積は2,341.64km²（県全体の17.0%）、人口は平成27年10月1日国勢調査で27,149人（県全体の1.42%）となっています。

古くは奥会津といわれ、歴史は古く、旧幕府時代は天領（徳川幕府直轄地）として統治され御蔵入と称されていました。江戸から政治・経済・文化の流れが盛んであったことから歴史的文化遺産が数多く継承されており、また、平成19年に指定された尾瀬国立公園をはじめ、越後三山只見国定公園等の豊かな山林・水資源を有する自然の宝庫でもあります。圏域の中心都市南会津町田島地域は、古くから会津西街道（現在の国道121号）の宿場町として発展してきました。

幹線交通網としては、国道118号が下郷町を、国道121号が南会津町田島地域と下郷町を、国道252号が只見町を、国道289号が只見町・南会津町南郷地域・南会津町田島地域・下郷町を、国道352号が檜枝岐村・南会津町伊南地域・南会津町舘岩地域・南会津町田島地域を、国道400号が南会津町田島地域・下郷町を、国道401号が南会津町南郷地域、南会津町伊南地域、檜枝岐村をと、7本もの国道が圏域内を通過しています。

また、本圏域には、2つの第三セクターによる鉄道があり、栃木県新藤原駅から本県の会津高原尾瀬口駅まで運行の野岩鉄道(株)と会津高原尾瀬口駅から西若松駅まで運行の会津鉄道(株)があり、東京の東武浅草駅から会津田島駅までは、直通電車が運行されています。

一方、地勢は駒止峠、中山峠を境に東側（南会津町田島地域、下郷町）の阿賀野川水系の大川と西側（南会津町舘岩地域・伊南地域・南郷地域、只見町、檜枝岐村）の阿賀川水系の伊南川に生活圏が古くから分かれている農山村地帯で、気候は、夏は大陸型、冬は厳しい日本海型で山岳周辺では2～4mを越す豪雪地帯でもあります。

3. 組 合 の 概 要

- 名 称 南会津地方広域市町村圏組合
- 所 在 地 〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字西町甲 4331
南会津地方広域行政センター内
電話番号 0241-62-0054 FAX 番号 0241-62-0115
- 設 立 年 月 日 昭和48年4月1日
- 構 成 町 村 南会津町・下郷町・只見町・檜枝岐村（3町1村）

南会津地方広域行政センター

南会津地方広域行政センターは、南会津地方の広域行政確立のため旧南会津地方町村会館を昭和51年12月に立て替えた建物で、広域事務推進のため「会議室」「視聴覚室」「役員室」「事務室」「和室」が設備され、広域行政事務推進の拠点施設となっています。

【建物の概要】

名 称	南会津地方広域行政センター
所 在 地	南会津町田島字西町甲4331
着 工	昭和51年 7月16日
竣 工	昭和51年12月20日
総 工 費	63,550千円
建 築 面 積	231㎡
床 延 面 積	693㎡
構 造	鉄筋コンクリート造3階建

【施設の概要】

1. 会議室設備	収容人員 約80人
2. その他の施設	・役員室 1室 ・事務室 1室 ・和室 1室 ・視聴覚室 1室 ・管理人室 1室 ・倉庫 2室 ・駐車場

組合構成町村及び共同処理事務加入状況

町村名	南 会 津 町	下 郷 町	只 見 町	檜 枝 岐 村
共同処理事務				
1. ふるさと市町村圏事業の実施及び連絡調整に関する事	○	○	○	○
2. 視聴覚教育に関する事	○	○	○	○
3. 圏域内の観光開発事業の総合調整に関する事	○	○	○	○
4. 救急医療体制の整備に関する事	○	○	○	○
5. 老人ホーム入所判定委員会に関する事	○	○	○	○
6. 介護認定審査会の設置及び運営に関する事	○	○	○	○
7. 消防に関する事（消防団に関する事を除く）	○	○	○	○
8. 特別養護老人ホームの整備に関する事	○	○	○	○
9. 語学指導等を行う外国青年招致に関する事	○	○	○	○

※ 共同処理事務すべてに構成町村が加入しています。

組合設立経過

- 昭和 47年 8月 ・自治省の指定により南会津地方広域市町村圏協議会発足
- 48年 3月 ・南会津地方広域市町村圏計画策定
- 4月 ・南会津地方広域市町村圏組合設立
設立当初の共同処理事務
- 1) 南会津地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する
こと
 - 2) 交通事故相談に関すること
 - 3) 視聴覚教育に関すること
 - 4) 圏域内の観光開発事業の総合調整に関すること
 - 5) 消防に関すること（消防団に関するものを除く）
- ・南会津地方土地開発公社設立
- 49年 4月 ・消防本部・署発足。業務開始
・視聴覚ライブラリー業務開始
- 10月 ・消防署伊南出張所及び只見出張所開所
・消防署檜枝岐分遣所開所
- 51年 12月 ・南会津地方広域行政センター完成
- 53年 4月 ・救急医療体制の整備に関することを共同処理事務とする
- 10月 ・消防署下郷出張所開所
- 54年 10月 ・南会津地方広域市町村圏組合教育委員会設置
- 11月 ・消防署檜枝岐分遣所が新庁舎に移転
- 55年 4月 ・南郷村外3ヶ町村の隔離病舎組合を解散し、田島・下郷町衛生
組合の隔離病舎を本組合に移管し、管理運営を共同処理事務と
する
- 56年 3月 ・南会津地方新広域市町村圏計画策定
- 57年 4月 ・職員研修に関すること及び特別養護老人ホームの整備に関する
ことを共同処理事務とする
- ・交通事故相談に関することを共同処理事務から削除する
 - ・組合町村の負担額及び方法は組合議会において定めることに改
正
 - ・消防署館岩分遣所開所
- 10月 ・町村道路台帳の作成に関することを共同処理事務とする
- 58年 1月 ・南会津地方地場産業振興協議会が設立され、地場製品の開発・
販路拡大・観光PR等の事業を始める
- 4月 ・特別養護老人ホーム「下郷ホーム」開所
- 11月 ・消防本部庁舎増築
- 62年 4月 ・特別養護老人ホーム「伊南ホーム」開所

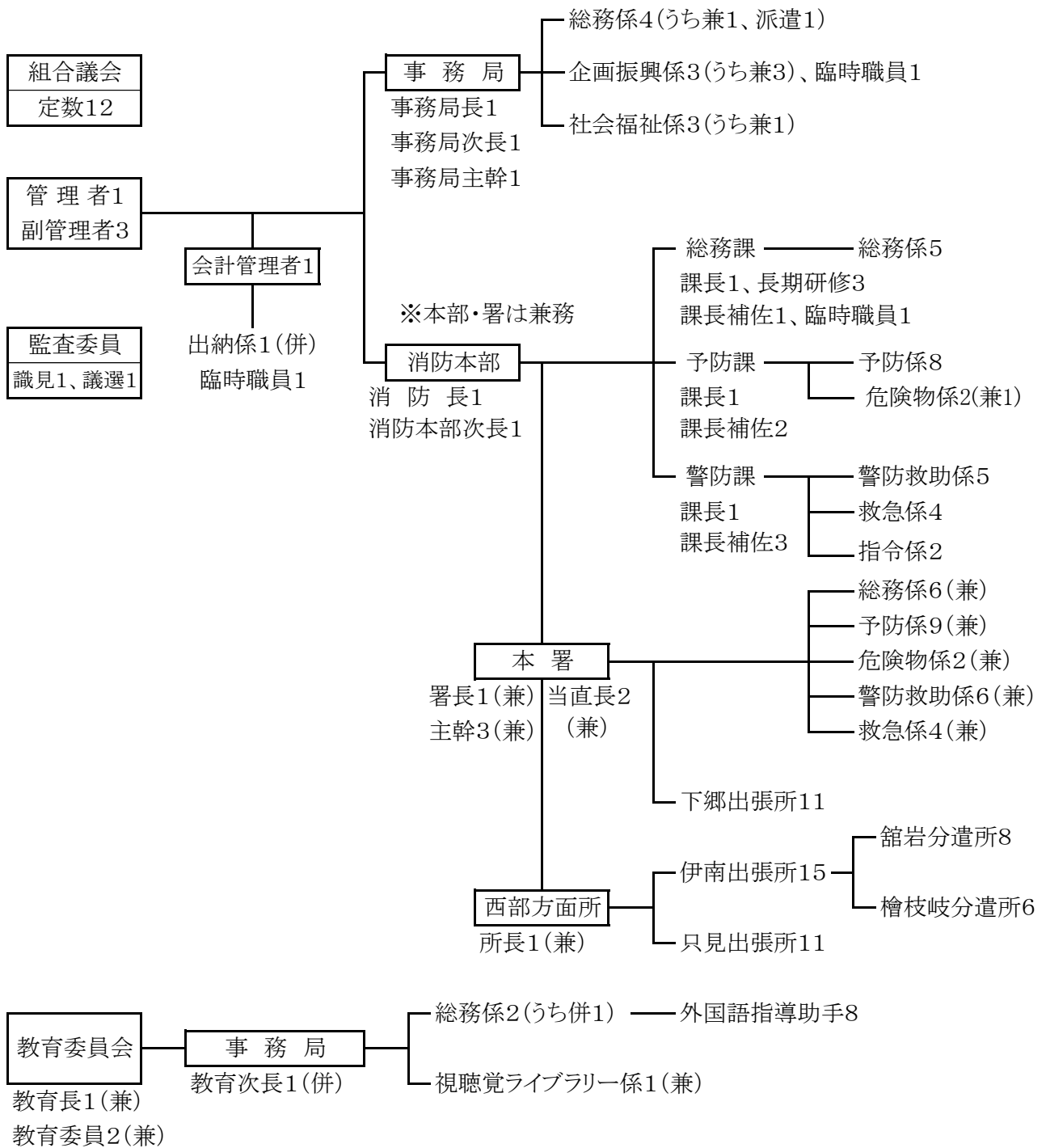
- 昭和 62 年 5 月 ・ 金山町、昭和村を加え、南会津地方地場産業振興協議会を会津高原ふるさと推進協議会に名称変更。ミス会津高原による P R 活動や会津高原ふるさと振興シンポジウムを始める
- 63 年 4 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致に関することを共同処理事務とする
- 8 月 ・ 町村道路台帳の作成に関することを共同処理事務から削除する
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業により、2 名の外国語指導助手を招致し、田島町、只見町の中学校での指導を始める
- 平成元年 7 月 ・ 優良広域市町村圏として自治大臣表彰を受ける
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を舘岩村に追加し 3 名に増員され、全圏域で英語の指導を始める
- 12 月 ・ ふるさと市町村圏に選定される
- 2 年 1 月 ・ ふるさと市町村圏選定により、南会津地方ふるさと市町村圏計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務とする
- 3 月 ・ ふるさと市町村圏基金 5 億円を設置する
- 3 月 ・ 消防署舘岩分遣所が新庁舎に移転
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を下郷町に追加し 4 名に増員する
- 10 月 ・ ふるさと市町村圏基金を 1 0 億円に増額
- 3 年 3 月 ・ 会津高原観光情報センター開所
- 3 月 ・ 南会津地方ふるさと市町村圏計画策定
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を南郷村に追加し 5 名に増員する
- 5 年 4 月 ・ 老人ホーム入所判定委員会に関することを共同処理事務とする
- 7 年 11 月 ・ 南会津地方広域市町村圏組合発足 2 0 周年記念式典を行う
- 12 月 ・ 地域医療支援センターに関することを共同処理事務とする
- 12 月 ・ 南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務とする
- 8 年 3 月 ・ 伝染病隔離病舎を解体撤去する
- 3 月 ・ 消防無線を全面改修する（中継局 3 個所増設）
- 3 月 ・ あいづふるさと基金 1 6 9, 0 5 0 千円を設置
- 4 月 ・ 地域医療支援センター開所
- 8 年 4 月 ・ 特別養護老人ホーム「田島ホーム」開所
- 12 月 ・ あいづふるさと基金 1 6 9, 0 5 0 千円を造成し、合計で基金 3 3 8, 1 0 0 千円とする
- 9 年 10 月 ・ あいづふるさと市町村圏オープニングセレモニーが開催される
- 10 年 4 月 ・ 地域医療支援センター運営基金条例が制定される

- 平成 11 年 2 月 ・介護認定審査会の設置及び運営に関することを共同処理事務とする
- 7 月 ・事務局に社会福祉係が設置される
- 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を田島町に追加し 6 名に増員する
- 9 月 ・介護認定審査会を設置する
- 10 月 ・要介護準備認定作業が始まる
- 12 月 ・伝染病隔離病舎に関することを共同処理事務から削除する
- 12 年 2 月 ・特別養護老人ホーム「南郷ホーム」開所
- 4 月 ・高規格救急自動車 1 台が運用される。本署に配備
- 13 年 3 月 ・第 4 次南会津地方ふるさと市町村圏計画策定
- 4 月 ・特別養護老人ホーム「只見ホーム」開所
- 12 月 ・消防署檜枝岐分遣所が新庁舎に移転
- 15 年 3 月 ・会津高原観光情報センターを閉所
- 16 年 11 月 ・救助工作車を更新
- 18 年 3 月 ・組合構成団体である、田島町・館岩村・伊南村・南郷村が町村合併し、南会津町誕生
- ・町村合併に伴い組合規約の変更
- 19 年 2 月 ・高規格救急自動車を伊南出張所に配備
- 19 年 4 月 ・地方自治法の一部改正に伴い組合規約の変更
- ・ごみ処理広域化会津ブロック検討会事務局へ職員 1 名を出向
(平成 20 年 6 月 30 日まで)
- 21 年 4 月 ・南会津地方環境衛生検討対策室を設置
(南会津町、只見町からそれぞれ職員 1 名を派遣)
- ・視聴覚ライブラリー事業を視聴覚教材・機材の貸出業務のみに縮小
- 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を檜枝岐村に追加し 7 名に増員する
- 22 年 2 月 ・南会津地方環境衛生推進計画策定
- 4 月 ・田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合の統合協議・調整を開始
- 23 年 3 月 ・東日本大震災、福島第 1 原子力発電所事故
- ・南会津地方環境衛生検討対策室を廃止
- 4 月 ・「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されたことに伴い、共同処理事務から「ふるさと市町村圏計画の策定」部分を削除する
- ・職員研修に係ることを共同処理事務から削除する
- 7 月 ・平成 23 年新潟・福島豪雨により、只見町、南会津町が被害を受ける (8 月 19 日激甚災害の指定を受ける)

- 平成 24 年 2 月 ・「新消防体制基本構想」を策定
4 月 ・高規格救急自動車を只見出張所に配備
10 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を更新
- 25 年 4 月 ・新消防体制整備推進室を設置
(南会津町、下郷町からそれぞれ 1 名を派遣)
10 月 ・新消防体制整備推進室を一時休止
・高規格救急自動車を下郷出張所に配備
12 月 ・指揮支援車(救急車両を改造)を本署に配備
- 26 年 2 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム実施設計完了
7 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム整備工事着工
・輸送車を本署に配備
8 月 ・山岳救助隊を発足
9 月 ・業務連絡車を本署に配備
- 27 年 3 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム一部運用開始
4 月 ・消防職員大量退職に対応するため消防職員定数を 84 人から暫定
定数 86 人とする(平成 27 年度～平成 31 年度)
9 月 ・関東・東北豪雨により、南会津町が被害を受ける
10 月 ・高規格救急自動車を只見出張所に更新配備
- 28 年 3 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム正式運用開始
12 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を伊南出張所に配備
- 29 年 1 月 ・新消防庁舎建設基本計画の策定
3 月 ・消防広報車を下郷出張所に配備
5 月 ・査察指導車を本署に更新配備
- 30 年 3 月 ・新消防庁舎建設事業実施設計完了
・下郷出張所屋根改修及び車庫増築
・水槽付消防ポンプ自動車を下郷出張所に配備
・あいづふるさと基金事業を廃止されたことに伴い、共同処理事務
から削除する
4 月 ・消防職員大量退職の対応及び救急出動 3 名体制確保のため、消
防職員条例定数を 84 人から 88 人とする。ただし、平成 30 年度
から令和 2 年度までは暫定定数 90 人とする
6 月 ・新消防庁舎建設事業、第一期工事(庁舎棟、緊急車両庫棟)が工
事着工となる
8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助
手 1 名(小学校専属)を只見町に追加し 8 名に増員する
11 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を只見出張所に配備
- 31 年 3 月 ・地域医療支援センターを廃止されたことに伴い、共同処理事務
から削除する

組合の組織図

令和元年9月1日現在



《一般職員》

事務局	7名
教育委員会	1名
派遣	1名
合計	9名

《消防職員》

消防本部・署	87名
長期研修	3名
派遣	0名
合計	90名

南会津地方広域市町村圏組合規約

(昭和48年4月1日福島県知事許可)

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、南会津地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。
(組合を組織する町村)

第 2 条 組合は、南会津町、下郷町、只見町及び檜枝岐村（以下「組合町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ふるさと市町村圏事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (2) 視聴覚教育に関すること。
- (3) 圏域内の観光開発事業の総合調整に関すること。
- (4) 救急医療体制の整備に関すること。
- (5) 老人ホーム入所判定委員会に関すること。
- (6) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (7) 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。)
- (8) 特別養護老人ホームの整備に関すること。
- (9) 語学指導等を行う外国青年招致に関すること。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は福島県南会津郡南会津町田島字西町甲4331番地に置く。

第 2 章 組 合 の 組 織

(議員の定数)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

南会津町 6人 下郷町 3人 只見町 2人 檜枝岐村 1人

- 2 組合議員は、組合町村の議会の議長をもってあてるほか、南会津町、下郷町、只見町の議会において当該議会の議員のうちから選挙（以下「選挙による議員」という。）する。
- 3 前項の選挙による議員に欠員を生じたときは、その欠員となった議員を選挙した組合町村の議会において、すみやかに補欠議員を選挙しなければならない。

(議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、組合町村の議会の議員の任期による。

- 2 補欠選挙により選挙された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の異動通知)

第7条 組合町村の長は、当該町村にかかる組合議員が定まったとき、又は当該組合議員に異動を生じたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちからそれぞれ選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者1人、副管理者3人を置く。

2 前項の管理者及び副管理者は、組合町村の長がそれぞれ互選する。

3 管理者及び副管理者の任期は、組合町村の長の任期による。

4 管理者に事故あるときは、管理者があらかじめ指定する順序により、副管理者がその職務を代理する。

5 管理者および副管理者は非常勤とする。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、南会津町の会計管理者をもって、これにあてる。

(消防長)

第10条の2 組合に消防長1人を置く。

2 消防長は、管理者がこれを任免する。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。ただし、消防職員は、消防長が管理者の承認を得てこれを任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者から選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合町村の負担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 前項に定める組合町村の負担額及び方法は、組合の議会において定める。

第 5 章 基 金

(基金の設置)

第 1 4 条 南会津地方ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するため、南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、それぞれ組合町村からの出資金等により造成する。

3 前項の規定により造成した基金のうち組合町村からの出資金に相当する額は、取り崩すことができない。

4 基金が廃止されたときは、組合町村からの出資金に相当する額は、当該町村に帰属するものとする。

第 6 章 補 則

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、昭和 4 8 年 4 月 1 日から適用する。

(途中附則省略)

附 則 (平成 3 1 年 4 月 1 日福島県知事許可)

この規約は、福島県知事の許可を得た上で平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

4. 共同処理事務

南会津地方ふるさと市町村圏広域活動事業

南会津地方ふるさと市町村圏計画・広域活動事業として、ふるさと市町村圏基金10億円の果実を使って次の事業を実施してきましたが、超低金利のため事業が立ち行かず、平成14年度で観光情報センターをクローズしました。15年度からは観光案内地図作成及びインターネットによる情報提供サービスを会津高原ふるさと推進協議会へ委託して行って参りましたが、基金運用益の減少等の理由により業務委託が困難な状況となったことから、令和元年度より当組合にて事業実施しております。

基金は、大口定期により運用しています。

1. 基金の状況（10億円）

定期預金（JA会津よつば） 1,000,000,000円（利率0.04%）

2. 令和元年度事業

1) 広域観光事業

①会津高原観光案内地図作成配布事業

会津高原地域の観光PRを図るため、4町村の案内地図を作成するとともに、会津高原地域及び県内外の観光案内所・沿線各駅、主要観光客立ち寄り施設に配布し、観光客に対する情報の提供と会津高原地域への誘客を促進する。

②モバイルスタンプラリー事業

地域内の観光資源をポイントに設定し、携帯電話やスマートフォンを利用したスタンプラリーを行い、周遊観光を促すとともに、地域の趣深い文化や自然にふれあう機会を提供し、再訪性を促進する。

救急医療体制の整備

休日における救急患者に対する救急医療体制確保のため、救急医療施設在宅当番医師の運営を南会津郡医師会に委託し、実施しています。

南会津郡医師会会員数	17人
南会津郡在宅当番医参加機関数	11医院

日曜当番医院

- ① 高橋医院（南会津町田島）
- ②（医）みぎわ会 長谷川医院（南会津町田島）
- ③ 馬場医院（南会津町田島）
- ④（医）きむらクリニック（南会津町田島）
- ⑤ 耳鼻咽喉科あべクリニック（南会津町田島）
- ⑥（医）社団仁嘉会 舘岩愛輝診療所（南会津町湯ノ花）
- ⑦（医）社団まごころ 伊南小野木クリニック（南会津町古町）
- ⑧（医）南嶺会 なかやクリニック（南会津町片貝）
- ⑨（医）正生会 佐藤医院（下郷町）
- ⑩（医）社団 芳賀医院（下郷町）
- ⑪ 只見町国民健康保険朝日診療所（只見町）

老人ホーム入所判定委員会

介護保険法の施行に伴い特別養護老人ホームの入所判定は、主に介護保険制度下において実施され、現在、養護老人ホームに係る措置入所の判定を行っています。

1. 判定委員（7名）

- 医 師
- 南会津保健福祉事務所福祉担当課長
- 構成町村の福祉担当課長
- 特別養護老人ホーム施設長代表者

2. 判定委員会の結果

年 度	依 頼 件 数	結 果					委 員 会 回 数
		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	養 護 老 人 ホ ー ム	要 入 院	保 留	入 所 対 象 外	
H 5	4 1	3 3	4	2	2		3 回
H 6	4 7	4 1	2	1	2	1	3 回
H 7	4 8	4 2	5			1	3 回
H 8	8 5	8 2	2			1	5 回
H 9	5 0	4 9	1				3 回
H 1 0	6 6	5 7	9				3 回
H 1 1	0						0 回
H 1 2	5		5				2 回
H 1 3	2		1		1		2 回
H 1 4	5		5				2 回
H 1 5	2		2				2 回
H 1 6	1		1				1 回
H 1 7	3		3				2 回
H 1 8	0						0 回
H 1 9	3		3				2 回
H 2 0	4		4				4 回
H 2 1	2		2				2 回
H 2 2	2		2				2 回
H 2 3	1		1				1 回
H 2 4	0						0 回
H 2 5	0						0 回
H 2 6	0						0 回
H 2 7	2		2				2 回
H 2 8	0		0				0 回
H 2 9	0		0				0 回
H 3 0	0		0				0 回

*平成 11 年 10 月 1 日より養護老人ホームを対象として判定
 *平成 20 年度より委員会開催を省略し、書類判定により実施

介護認定審査会

平成12年4月1日からの介護保険制度実施に伴い、構成町村の介護認定審査会事務を共同処理事務とし、平成11年10月より要介護認定の審査判定（二次判定）を実施しています。

○介護認定審査会委員 27名（うち 医師15名 医師以外の委員12名）

○介護認定審査会合議体は、3合議体で実施

1. 合議体の設置内容

分野	職種（資格）	第1合議体		第2合議体		第3合議体	
		定数	無任所	定数	無任所	定数	無任所
医療	医師	3名	2名	3名	2名	3名	2名
保健	保健師又は看護師等	2名	—	2名	—	2名	—
福祉	社会福祉施設長資格 介護福祉士等	2名	—	2名	—	2名	—
合計		7名	2名	7名	2名	7名	2名

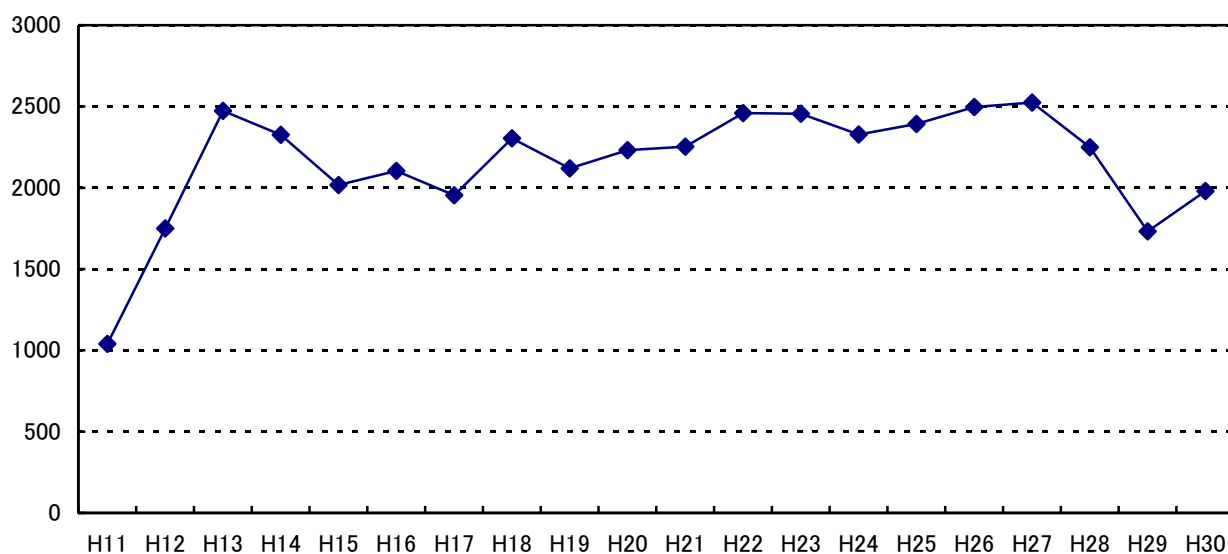
※合議体の医師3名については、ローテーションにより1回の審査会に1名が出席し、無任所の医師委員は3ヶ月ごとに2名ずつ入替えをしています。

2. 審査判定の結果

年度	審査件数	非該当	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	開催回数 審査会
H11	1,039	80	119			272	137	125	140	161	5	40回
H12	1,749	56	226			479	317	203	228	230	10	67回
H13	2,474	40	293			748	466	306	340	267	14	95回
H14	2,325	31	246			731	426	289	289	303	10	92回
H15	2,017	13	307			588	297	269	220	312	11	92回
H16	2,104	34	353			642	303	231	235	288	18	93回
H17	1,954	25	356	19	21	568	284	255	254	164	8	92回
H18	2,305	23		381	422	265	377	288	254	287	8	99回

年 度	審 査 件 数	非 該 当	要 支 援	要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5	再 調 査	開 催 回 数 審 査 会
H19	2,120	9		282	332	310	377	323	267	216	4	97 回
H20	2,232	7		326	345	284	416	347	252	247	8	96 回
H21	2,252	20		275	352	326	402	324	299	250	4	96 回
H22	2,459	30		281	379	376	431	312	328	316	6	97 回
H23	2,455	24		245	344	392	455	322	341	328	4	97 回
H24	2,328	7		203	361	387	473	299	334	263	1	97 回
H25	2,392	18		230	338	362	494	351	313	278	8	96 回
H26	2,496	16		264	378	375	472	362	361	266	2	97 回
H27	2,524	19		265	359	383	461	385	368	280	4	97 回
H28	2,250	18		258	328	359	451	288	302	242	4	95 回
H29	1,732	7		191	241	311	310	205	233	232	2	90 回
H30	1,980	17		206	309	312	359	283	272	218	4	97 回

審 査 件 数



特別養護老人ホーム

圏域内には、本広域圏組合が広域的に調整し、社会福祉法人南会津会で設置運営している「下郷ホーム」「伊南ホーム」「田島ホーム」「南郷ホーム」「只見ホーム」の5個所の特別養護老人ホームがあります。老人福祉法や介護保険法の規定に基づき、要介護高齢者へ適切な介護等を行い、高齢者福祉の充実に寄与しています。

○下郷ホーム

所在地	下郷町大字沢田字若林甲1572
収容定員	66名（長期50名、短期16名（H26.2に8床増））
開設年月日	昭和58年4月1日
建物延面積	1,718.37㎡（鉄筋コンクリート平屋建）
総工費	381,727千円

○伊南ホーム

所在地	南会津町古町字太子堂186-1
収容定員	54名（長期50名、短期4名）
開設年月日	昭和62年4月1日
建物延面積	1,760.8㎡（鉄筋コンクリート平屋建）
総工費	414,760千円

○田島ホーム

所在地	南会津町永田字風下3番地1
収容定員	70名（長期50名、短期20名）
開設年月日	平成8年4月1日
建物延面積	3,290.4㎡（鉄筋コンクリート平屋建）
総工費	1,504,627千円

○南郷ホーム

所在地	南会津町片貝字中田97
収容定員	60名（長期50名、短期10名）
開設年月日	平成12年2月1日
建物延面積	2,985.05㎡（鉄筋コンクリート平屋建）
総工費	1,264,568千円

○只見ホーム

所在地	只見町大字長浜字久保田1
収容定員	60名（長期50名、短期10名）
開設年月日	平成13年4月1日
建物延面積	3,080.13㎡（鉄筋コンクリート平屋建）
総工費	1,456,548千円

広 域 消 防

安心安全な地域づくりのため、常備消防の担う役割は非常に大きいものがあります。南会津広域圏では、1本部1署3出張所2分遣所体制で取り組んでいます。

[施設の概要]

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
消防本部・署	南会津町田島字西上川原乙 65	南会津町田島地域及び南会津郡全域
伊南出張所	南会津町古町字西町尻 1428-23	南会津町伊南地域・南郷地域
只見出張所	只見町大字長浜字居廻 320	只 見 町
下郷出張所	下郷町大字中妻字大百刈 93	下 郷 町
檜枝岐分遣所	檜枝岐村字見通 1178-2	檜 枝 岐 村
舘岩分遣所	南会津町松戸原 128	南会津町舘岩地域

○ 消防本部・消防署

開 所 日	昭和49年4月1日
総 工 費	34,449千円
床 延 面 積	738.76㎡ 敷地面積 6,753㎡
構 造	鉄筋コンクリート造3階建（一部2階建）

○伊南出張所

開 所 日	昭和49年10月1日
総 工 費	27,172千円
床 延 面 積	302.3㎡ 敷地面積 1,948.5㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建（一部1階建）

○只見出張所

開 所 日	昭和49年10月1日
総 工 費	25,428千円
床 延 面 積	289.1㎡ 敷地面積 1,727.0㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建（一部1階建）

○下郷出張所

開 所 日	昭和53年10月1日
総 工 費	40,225千円
床 延 面 積	372.08㎡ 敷地面積 2,106.8㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建（一部1階建）

○檜 枝 岐 分 遣 所 (檜枝岐村より借用)

開 所 日	昭和49年10月1日 (現庁舎は、平成13年12月27日より)		
床 延 面 積	239.79㎡	敷地面積	544.81㎡
構 造	鉄骨造2階建		

○館 岩 分 遣 所 (南会津町(旧館岩村)より借用)

開 所 日	昭和57年4月1日 (現庁舎は、平成2年3月12日より)		
床 延 面 積	205㎡	敷地面積	437.15㎡
構 造	木造2階建		

[圏域内火災出動件数]

(統計は歴年)

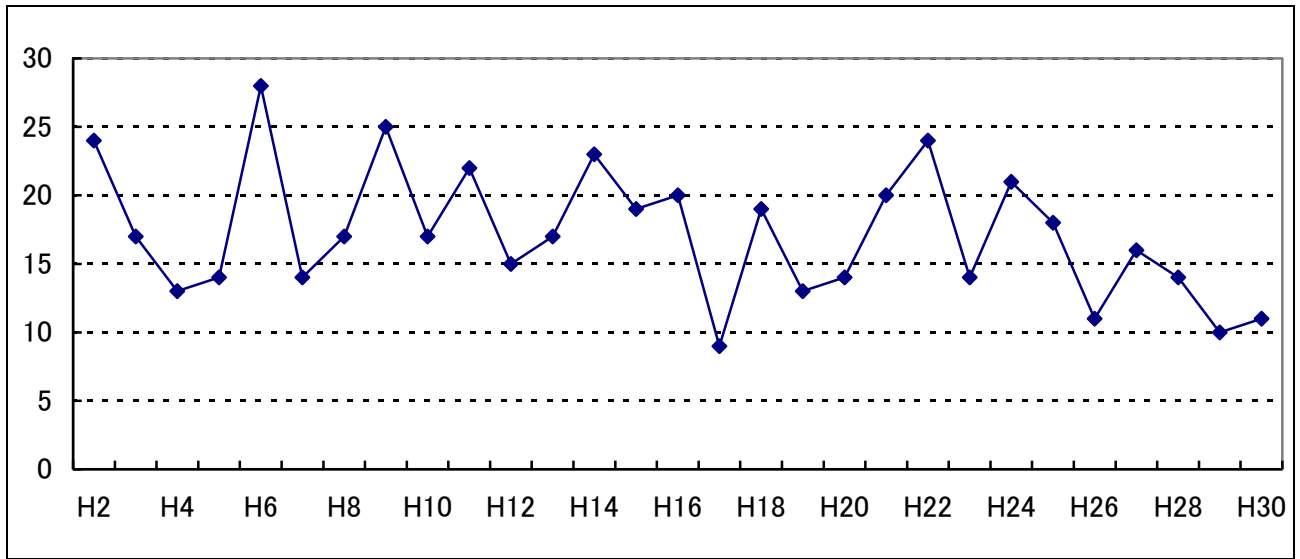
年	件 数	年	件 数	年	件 数	年	件 数	年	件 数
S49	20	S59	24	H 6	28	H16	20	H26	11
S50	27	S60	35	H 7	14	H17	9	H27	16
S51	27	S61	26	H 8	17	H18	19	H28	14
S52	36	S62	29	H 9	25	H19	13	H29	10
S53	27	S63	22	H10	17	H20	14	H30	11
S54	29	H 1	18	H11	22	H21	20		
S55	19	H 2	24	H12	15	H22	24		
S56	26	H 3	17	H13	17	H23	14		
S57	23	H 4	13	H14	23	H24	21		
S58	25	H 5	14	H15	19	H25	18		

[圏域内救急出動件数]

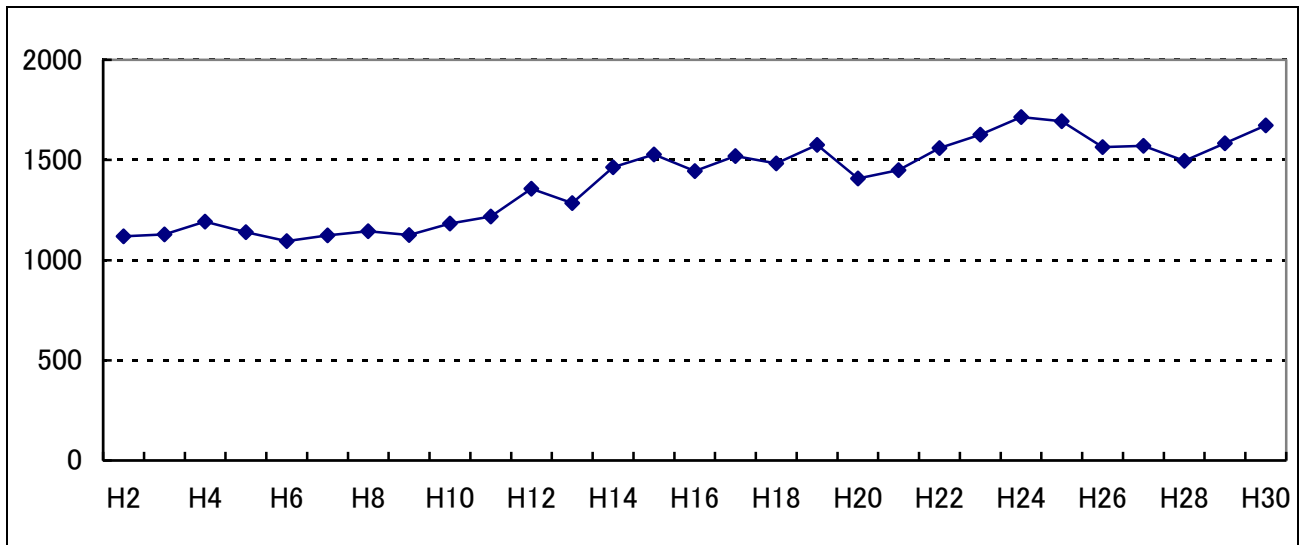
(統計は歴年)

年	件 数	年	件 数	年	件 数	年	件 数	年	件 数
S49	251	S59	967	H 6	1,095	H16	1,444	H26	1,565
S50	591	S60	915	H 7	1,124	H17	1,520	H27	1,571
S51	721	S61	1,022	H 8	1,144	H18	1,483	H28	1,496
S52	795	S62	1,076	H 9	1,125	H19	1,576	H29	1,583
S53	781	S63	1,073	H10	1,183	H20	1,408	H30	1,688
S54	888	H 1	1,141	H11	1,218	H21	1,449		
S55	878	H 2	1,119	H12	1,357	H22	1,560		
S56	869	H 3	1,128	H13	1,285	H23	1,626		
S57	881	H 4	1,193	H14	1,463	H24	1,714		
S58	998	H 5	1,140	H15	1,528	H25	1,693		

圏域内火災出動件数



圏域内救急出動件数



語学指導等を行う外国青年招致事業

本圏域では、昭和63年度に総務省・外務省・文部科学省の協力による「語学指導等を行う外国青年招致事業」を共同処理事務とし、圏域内中学校での英語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流活動の推進を図っています。

[招致外国青年と勤務状況]

(令和元年9月1日現在)

配置町村	出身・性別	指導中学校	任用年数
南会津町	イギリス・男性	田島中学校	3年目
	アメリカ・男性	荒海中学校	2年目
	カナダ・男性	舘岩中学校	1年目
	イギリス・男性	南会津中学校	2年目
下郷町	イギリス・男性	下郷中学校	2年目
只見町	アメリカ・女性	只見中学校	1年目
	アメリカ・男性	朝日小学校	2年目
檜枝岐村	イギリス・男性	檜枝岐中学校	1年目

業務開始以来の招致外国青年数		84名		
〔性別〕	男性	53名	女性	31名
〔国籍〕	アメリカ	39名	イギリス	31名
	カナダ	11名	ニュージーランド	2名
	ジャマイカ	1名		
〔勤務期間〕	1年	24名	2年	29名
	3年	23名	4年	3名
	5年	5名		

視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー

視聴覚ライブラリーは、視聴覚教材の活用を促進することによって、学校教育・社会教育における分かりやすい学習の展開をめざし、その効果的な利用を図るために各種講習会や講座を開催し、視聴覚教育の技術や利用方法の普及などに努めてきました。

しかしながら、メディアの多様化や低価格化さらに利用者の減少などから視聴覚ライブラリーはその役割が減少したとの認識のもと、教材整備、搬送、講習会、映画会等の業務を平成20年度をもって終了とし、21年度からは来所方式による教材・機材の貸出業務のみを実施しています。

[視聴覚教材・機材整備状況] (令和元年9月1日現在)

教 材		機 材	
16mm映画フィルム	534本	16mm映写機	12台
ビデオソフト	822本	スライド映写機	2台
スライドフィルム	29組	スクリーン	28本
DVDソフト	98本	液晶プロジェクター	4台

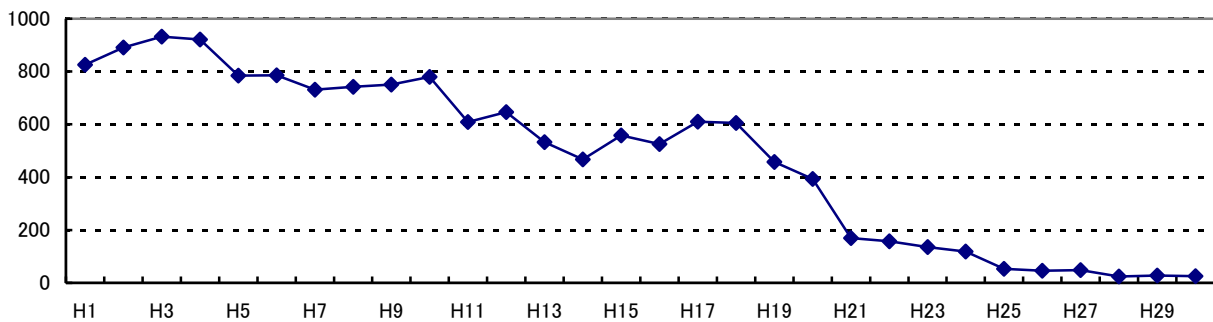
[視聴覚教材貸出状況]

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
S49	93	S61	1,104	H10	780	H22	157
S50	353	S62	1,098	H11	609	H23	135
S51	540	S63	1,133	H12	647	H24	119
S52	604	H 1	826	H13	533	H25	53
S53	789	H 2	891	H14	467	H26	46
S54	648	H 3	932	H15	558	H27	49
S55	1,023	H 4	921	H16	525	H28	24
S56	912	H 5	784	H17	610	H29	28
S57	1,338	H 6	786	H18	605	H30	25
S58	1,296	H 7	731	H19	458		
S59	1,252	H 8	742	H20	394		
S60	1,246	H 9	851	H21	170		

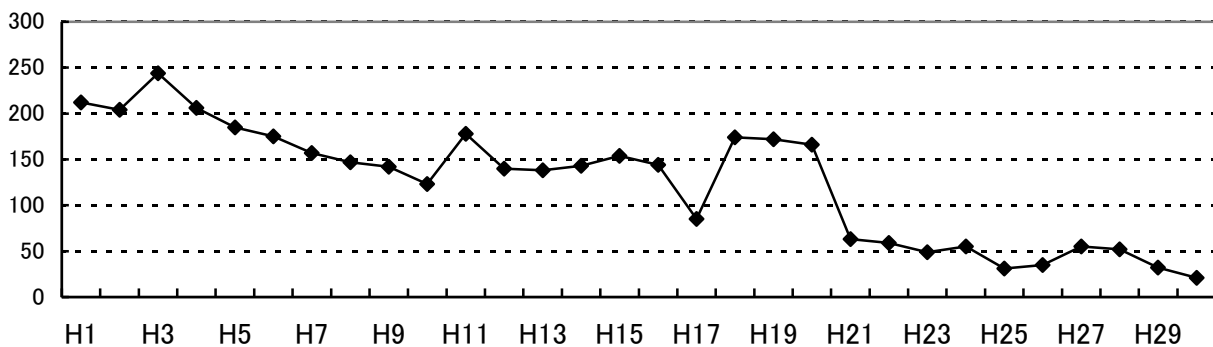
[視聴覚機材貸出状況]

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
S49	14	S61	307	H10	123	H22	59
S50	251	S62	243	H11	178	H23	49
S51	367	S63	349	H12	140	H24	55
S52	351	H 1	212	H13	138	H25	31
S53	338	H 2	204	H14	143	H26	35
S54	342	H 3	244	H15	154	H27	55
S55	354	H 4	206	H16	144	H28	52
S56	324	H 5	185	H17	85	H29	32
S57	404	H 6	175	H18	174	H30	21
S58	439	H 7	157	H19	172		
S59	438	H 8	147	H20	166		
S60	383	H 9	142	H21	63		

視聴覚教材貸出状況



視聴覚機材貸出状況



5. 資 料

職 員 の 状 況

令和元年9月1日現在

	人 員	現 員	嘱託・臨時職員	備 考
区 分		人	人	
事 務 局	事 務 局 長	1		教育次長を併任
	事 務 局 次 長	1		
	事 務 局 主 幹	1		企画振興係長を兼務
	総 務 係	3 (1)		()書きは兼務
	企 画 振 興 係	(3)	1	()書きは兼務
	社 会 福 祉 係	2 (1)		()書きは兼務
	会計室 (南会津町)	(1)	1	()書きは併任
	小 計	8	2	
消 防	消 防 本 部 ・ 署	39	1	本部・署兼務
	下 郷 出 張 所	11		
	伊 南 出 張 所	15		
	只 見 出 張 所	11		
	館 岩 分 遣 所	8		
	檜 枝 岐 分 遣 所	6		
	小 計	90	1	
教 育 委 員 会	教 育 次 長	(1)		()書きは併任
	総 務 係	1 (1)		()書きは併任
	外 国 語 指 導 助 手		8	特別職
	小 計	1	8	
合 計		99	11	

職員定数

事務局・教育委員会の職員定数	9名
消防本部・署の職員定数	90名 (H30～R2年度)
合 計	99名

令和元年度 一般会計予算

歳入 (平成31年4月1日現在)

区 分	金 額	構 成 比
分担金及び負担金	1,856,208 千円	98.93%
使用料及び手数料	443 千円	0.02%
国庫支出金	405 千円	0.02%
県支出金	793 千円	0.04%
財産収入	5 千円	0.00%
寄附金	2 千円	0.00%
繰入金	6,300 千円	0.34%
繰越金	11,336 千円	0.61%
諸収入	744 千円	0.04%
歳入合計	1,876,236 千円	100.0%

歳出

区 分	金 額	構 成 比
議会費	544 千円	0.03%
総務費	133,644 千円	7.12%
民生費	21,576 千円	1.15%
衛生費	1,066 千円	0.06%
消防費	1,669,833 千円	89.00%
教育費	47,572 千円	2.53%
公債費	1 千円	0.00%
予備費	2,000 千円	0.11%
歳出合計	1,876,236 千円	100.0%

令和元年度 ふるさと市町村圏事業特別会計予算

歳入 (平成31年4月1日現在)

区 分	金 額	構 成 比
分担金及び負担金	200 千円	6.51%
基金収入	400 千円	13.03%
財産収入	1 千円	0.03%
補助金収入	2,400 千円	78.15%
繰入金	1 千円	0.03%
繰越金	67 千円	2.18%
諸収入	2 千円	0.07%
歳入合計	3,071 千円	100.0%

歳出

区 分	金 額	構 成 比
基金造成費	1 千円	0.03%
総務費	8 千円	0.26%
事業費	3,005 千円	97.85%
公債費	1 千円	0.03%
予備費	56 千円	1.83%
歳出合計	3,071 千円	100.0%

負担金割合一覧表

◎一般会計

区 分	本組合負担金条例に規定する負担割合
議会・総務費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○組合議会及び組合事務局の運営に要する経費 ○南会津地方ふるさと市町村圏事業の実施に要する経費 ○圏域内の観光開発事業の総合調整に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80%
民生費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○老人ホーム入所判定委員会に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80% ○介護認定審査会の設置及び運営に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・審査件数割 80% ○特別養護老人ホームの整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・設置町村 80% ・その他の町村(人口割) 20%
衛生費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療体制の整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80%
消防費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○消防に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定による消防費にかかる前年度の基準財政需要額のうち常備消防に要する基準財政需要額割100% ただし、臨時的経費を除いた負担金が基準財政需要額を超えた場合は超過した負担金の負担割合は、均等割 20%、人口割 80%
教育費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○視聴覚教育に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80% ○語学指導等を行う外国青年招致に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・配置外国青年数割 100%

◎特別会計

区 分	本組合負担金条例に規定する負担割合
ふるさと市町村圏特別会計	<ul style="list-style-type: none"> ○南会津地方ふるさと市町村圏事業の実施及び連絡調整に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・基金10億円の利息を経費に充てる